

松井嘉徳著 『周代国制の研究』

吉 本 道 雅

一

戦後日本における殷・西周史研究は、おおむね三代に区分されよう。第一世代は、貝塚茂樹らの世代である。貝塚が『孔子』において都市国家論を提唱した一九五一年には、『甲骨学』が創刊され、一九六二年には、白川静『金文通釈』が連載を開始している。第二世代を代表するのは、伊藤道治・松丸道雄らである。七〇年代前半に、松丸「殷周国家の構造」(一九七〇)や伊藤『中国古代王朝の形成』(一九七五)などが公刊され、考古学の分野でも、樋口隆康「西周銅器の研究」(一九六三)・林巳奈夫『中国殷周時代の武器』(一九七二)が公刊された。

殷・西周史研究にとって画期的であったことは、一九七二年に中国との国交が回復し、また一九六六年以後停刊されていた『文物』『考古』『考古学報』などが復刊されて、中国における新出資料が続々紹介されるようになったことである。あわせて、一九七六年には貝塚『著作集』が刊行され、一九八〇年には白川『金文通釈』が第六冊を以て完結し、第一世代の業績が利用しやすくなった。一九八〇年代には、質量ともに飛躍的に向上した資料的条件を踏まえ、松丸『西周青銅器とその国家』(一九八〇)・伊藤『中国古代国家の支配構造』(一

九八七)、あるいは林『殷周青銅器の研究』(一九八四)など、第二世代の大著が次々に公刊された。

著者をはじめとする第三世代が研究を開始したのは、これら第二世代の大著が公刊されつつあった一九八〇年前後である。雑誌が届くことに新しい金文が紹介され、応接に暇のない怒濤の時代であった。

著者の第一論文「西周土地移讓金文の一考察」が一九八四年、第二論文「西周期(鄭)の考察」が一九八六年の公刊である。この第二論文から、「周の国制―封建制と官僚制を中心にして」(二〇〇一)に至るまで、一五年ほどの間に公刊された一〇篇ほどの論文が本書の原型となっている。

二

戦後日本の研究史を簡単にたどって気付かれるであろうが、歴史学の分野においては殷・西周の「国家」あるいは「王朝」が一貫して中心的な課題であった。本書はこの最も正統的な課題を正面から扱ったものである。本書の構成は次の如くである。

緒言

第一部

第一節 周の課題

第一章 周の領域とその支配

はじめに／第一節 支配領域の編成／第二節 わが心は四方

におよぶ／第三節 淮夷はもと我が貞晦の人／おわりに

第二章 周王の「都」

はじめに／第一節 周王の所在／第二節 周王朝の「都」／
第三節 「都」としての鄭／おわりに

第II部

第II部の課題

第一章 「王家」と宰

はじめに／第一節 「王家」／第二節 宰の職掌／第三節

宰の地位／おわりに

第二章 西周の官制

はじめに／第一節 青銅器銘における「事」／第二節 青銅

器銘における「酬」／第三節 西周の「酬」職／おわりに

第III部

第III部の課題

第一章 西周の氏族制

はじめに／第一節 「排行」某父という称谓／第二節 称谓

のヴァリエーション／第三節 氏族制と官制／おわりに

第二章 分節する氏族

はじめに／第一節 鄭にかかわる称谓／第二節 井氏の分節

化／第三節 號氏の分節化／おわりに

第IV部

第IV部の課題

第一章 「県」制の遡及

はじめに／第一節 「県」制遡及に関する議論—李家浩一九

八七の吟味／第二節 東周期の「県」制をめぐる研究史／第

三部 再び「県」制遡及に関する議論／おわりに

第二章 分裂する王室

はじめに／第一節 鄭桓公の「封建」／第二節 分節する王

室／第三節 分裂する王室／おわりに

結びにかえて

青銅器銘一覽(および引用索引)

引用文献一覽

中文要旨

本書の内容については、著者自身が的確に整理している。それらの部分を再録させていただくことにする。

緒言は、「周代の国制をめぐる研究は、邑内部の社会構造あるいは邑と邑との従属関係といった問題系をめぐる都市国家論・邑制国家論と、官職の職掌・統属関係といった問題系をめぐる官制研究という二つの領域に引き裂かれ、ともにある種の閉塞状況におちいってしまったように思われる」(一三頁)と現状を総括した上で、「周王をめぐる問題を議論することによって、都市国家論・邑制国家論あるいは官制研究の成果を取り込みつつ、それらを接合するための新たな地平を見いだすことができるはずである」(一四頁)と本書全体の課題を提起する。

「第一部では、王身—王位—王家—周邦—四方と観念されていた秩序の存在、ならびにその秩序を維持・回復するために「四方」の地にまで経巡っていた周王の姿を確認し、さらにこの経巡る王の所在に注目しつつ、宗周・成周や周(岐周)のみならず、「鄭還」や「豊還」といった組織が存在する鄭や豊もまた周王の「都」たりえたことを主

張した。第Ⅱ部では、「王家」およびそれに深くかかわっていた宰の問題を取り上げ、さらにそこから西周期の官制へと考察をすすめ、具体的職掌を指示しようとする。「嗣」概念によって構築される官制（「行政」）は、水平的に分割された職掌の集積として立ち現れることを指摘した。第Ⅲ部ではこの王朝の支配スタッフを供給する氏族の問題へと議論をすすめ、「排行」某父といった称谓が急増する西周中期頃から氏族内部での分節化が進展し、地名を冠して「地域化」された分族も出現していたことを主張したのである」（二五四頁）。

第Ⅳ部は、第Ⅰ～Ⅲ部の「考察を承けたものであり、それらの考察の結果を東周期において検証しようとするものである」（二五四頁）。

三

本書の最大の功績は、西周期の「国制」ないしは「秩序」の構造をわかりやすく提示しえた点にある。とくに、第Ⅲ部のいくつかの記述ははなはだ示唆に富む。今後、西周史を研究するものにとって、出発点となるものであろう。

「冊命儀礼を記録した青銅器銘においては、その儀礼の場で用いられた作器者個人の「名」が最後まで強く意識されていた：それとは対照的に、そのような公的な場からは一応切り離され、専ら一族の祭祀を念頭において製作された青銅器銘では、「排行」から「排行」某父へといった変化をともないながらも、最後まで一族内部における位置づけを意識する称谓が使用され続けるのである」。これらがそれぞれ「職事命令（「行政」）の秩序」と「氏族制の秩序」を代表し、「この二つの秩序こそ、西周王朝を支えていた」（二〇二頁）。

「排行」某父という称谓は、一族の系譜上での位置づけを示しつつ、同時に自らの個性を主張する称谓であった。その称谓が公的な場でも使用され、かつ排行にかわって官名・身分などが冠される場合もありえたという事実は、この社会が未だ氏族制の原理から完全には脱却していなかったことを示すとともに、その氏族制の原理を王朝の官制ないしは身分制と結合させることによって、王朝の権力構造が構築され維持されていたことを示しているものと評価したい」（二〇〇頁）。

「四方」の地への遷省や、「周邦」内部の「都」を経巡る周王によって秩序を与えられていた周王朝は、同時にそのような諸地に分散居住していた諸氏の血縁関係によって、最終的には周王へと収斂する求心力を維持していたのである」（二四二頁）。

また、第Ⅳ部は、西周史の専門家による春秋史への本格的発言として学説史上重要な意義をもつ。「やもすれば孤立しがちであった西周史研究を、東周期以降を対象とする諸々の研究へと橋渡しする可能性を探るための試み」「西周期と東周期の連続性ないしは断絶が指摘できるだろう」（二五五頁）と甚だ意欲的である。とくに春秋鼎に関する第一章は、一九九三年に論文として公刊されたものだが、今に至るもこれに勝るものを知らない。

もっとも、本書の議論につき物足りない点がないわけではない。個々の材料の解釈や評価といった個別的な問題は挙げればきりがなが、一つだけ挙げておくと、六〇頁に一覧された「巨」のうち、「京自」についてである。これが、『春秋経』で首都洛陽を指す「京

窓師」に語彙的に連なることは確かであろう。首都ないしは首都圏とい

う意味の「京師」は、遡って『詩』小雅民勞が「惠此中国」を「惠此京師」に言い換えることにも認められる。「京自」の用例のうち、多

友鼎のそれは、「広伐京自」「羞追于京自」などと、その内部にい

つもの邑を含む一定の地域を指すものであり、仮に『詩』や『春秋』

の「京師」に直接つながらないとしても、「在」「格」の賓語となる

ようなそれ以外の「自」とは性格を異にするものといわざるを得な

い。著者のこの部分の論旨に影響するものではないが、個々の語彙の歴史的变化に今少し留意されてもよいのではないか。

より大きな問題だが、本書に提示された「周代国制」には極めてスタティックな印象を受ける。西周期が二五〇年以上、中期・晩期が一五〇〜二〇〇年と見積もられるので、歴史的变化がなかったはずはない。「国制史」ではなく「国制」、「秩序」ではなく「秩序の觀念」なのだといわれればそれまでだが。

確かに著者も、西周中期の画期性を随所で指摘してはいる。すなわち、第Ⅱ部の「西周中期から後期にかけて」、「事」が抽象的・一般的な服事概念へと変化していったのと平行するように、「□嗣」による職事指示の用例が増加するのは、この時期にいわば周的な支配機構が整備されていたことを示唆しているものと思われる」（一四六頁）なる記述や、第Ⅳ部に孝王の「世代を逆行する王位継承」や厲王の出奔に言及し、「西周の中期頃から王朝を構成する諸氏族の分節化が観察できるようなことを考えあわせるとき、周王朝内部にあっても同様に分節化が進行し、時として王統の分裂・内乱へと事態が展開することもありえたのではないか」（三〇四頁）なる記述がそれに当た

る。

ところが、第Ⅰ部の「王身―王位―王家―周邦―四方」なる秩序に関する記述では、「西周の全時代（時期）」が繰り返される（三六・四〇・四六頁）ように、西周中期の画期性が見当たらない。実のところ、「王身―王位―王家―周邦―四方」を構成する個々の語彙に相当する個々の觀念は西周初期に遡るとしても、語彙そのものが出揃うのは中期、複数を組み合わせ用いることが散見するようになるのは晩期に降るのではないか。西周中期以降「周的な支配機構が整備」されたのは、そうした「整備」を要するだけの、たとえば支配層に分配すべき邑田の涸渇といった政治社会的矛盾が顕著になったためではあるまいか。そうした「整備」の一環として「文王受命・武王克殷」につながる正統性を体現した現し身の周王」（五一頁）に収斂される秩序の觀念が、晩期に至ってようやくその表現を得ることで完成したのではなかったか。「王身―王位―王家―周邦―四方」なる秩序の觀念を典型的に表現する事例として掲げられるのが、追放の憂き目に遭ったとされる厲王の作器であることは偶然ではなからう。現実の秩序が解体しつつあったからこそ、秩序の觀念を獅子吼せねばならなかったのではないか。

ことに西周晩期を問題にする場合、『竹書紀年』や『国語』『史記』など少なからぬ文献が存在し、政治史の編年的復元が一定程度可能である。さらに秩序の觀念については、金文とは視点を異にし、かつ豊富な内容を擁する『詩』がある。文献の後代性を警戒し、安易な使用を避けることは一つの見識には相違ないが、消極的な見識というべきである。一方で、金文がその資料的性格からして、やはり時代の

全てを語り得ないことも容易に推測されるところである。金文の秩序観念を『詩』のそれと対照し、あるいは政治史的推移に位置付けるなど、金文とは性格の異なった多様な文献を積極的に活用することで、少なくとも晩期については、金文という一つの「場」を相対化し、金文だけでは描ききれない、より立体的かつダイナミックな「国制史」が描けたのではなかったか。

四

今一つ指摘しておきたいのは、青銅器の断代についてである。西周史研究において、年代学は一つの重要な分野である。中国において一九九六年に「夏商周断代工程」が鳴り物入りで発動され、二〇〇〇年にその成果報告が『簡本』として公刊されたことは記憶に新しい。しかしながら、同じ『簡本』の中で「西周時期四要素俱全的青銅器分期断代表」と「西周金文曆譜」とがすでに異なった見解を提示しているように、西周紀年の復元はなお困難である。

そこで、本書は、「青銅器銘に実年代を与えることを断念し」（一五頁）、『殷周金文集成』（一九八四—一九九四）と林『殷周青銅器の研究』の断代案を並記している。林案は、青銅器の類型学的断代を方法的に貫徹し、断代の根拠も明示され、今日最も信憑性の高いものと考えられるが、一方で、『集成』の断代については、第一冊の「編輯凡例」に、「一般は大致的年代」と断った上で、武王、昭王を早期、穆王、夷王を中期、厲王、幽王を晩期とするがあり、収録されたほとんど全ての青銅器に断代案が附せられているが、個々の断代の根拠は示されていない。本書の、いくつもの「一覧表」に具体化された、「網

羅的研究」（三一六頁）において、『集成』の断代案は確かに便利ではあったろうが、その信憑性はいかなものかとあらぬ心配を禁じ得なかった。

余計なことをと著者に嘖われるやもしれぬが、試みに、『金文通釈』所載の金文につき、『集成』の断代案を林断代案と対照してみた。林断代案については『研究』に見えず、「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷」（一九八三）に見えるものを若干件補い、『研究』の断代を「変遷」で改めているものについては「変遷」の断代案を採用した。

	早期	早期或中期	中期	中期或晩期	晩期
I A	15				
I	1	1			
I B	63	1	1 ×		
II A	16		9		3 ×
II	10		22		4 ×
II B	6 ×	1	32		
II B ~ III A	1 ×		2		
III A			23	1	25
III	1 ×		13	2	19
III B			6 ×		49
西周			1		
合計	113	3	109	3	100

私見によれば、林断代の I A は武王、成王、I B は成王、康王、II A は昭王、穆王、II B は共王、孝王、III A は懿王、厲王、III B は厲王、幽王に重なる。青銅器の型式学的断代は当然のことながら、一定の交代期をもつ。II B 以前についてははっきりしないが、II B・III A 交

代は懿王末年から孝王の一〇年程度、ⅢA・ⅢB交代は厲王初年の一〇年程度を要したと考えられる。

林断代をかく解釈した場合、『集成』の断代の太字は確実に適合、×は確実に不適合である。×には、早期；小臣宅段（ⅡB）・御正衛段（ⅡB）・麦盃（Ⅲ）、中期；師望鼎（ⅢB）・勿壺（ⅢB）・師西段（ⅢB）、晚期；散氏盤（Ⅱ）・輔師斿段（ⅡB）・無車鼎（ⅡB）・詢段（ⅡB）など重要なものが含まれている。

さらに、『集成』には、效尊を早期、效卣を中期とするなど、同文で、従って同時代であるはずのものに、器種によって異なった断代が与えられている事例がいくつも認められ、各分冊ないし各器種ごとの断代の不統一が窺われる。

曆学的断代が可能な時期については、とりわけⅢAを晚期に断代するものに問題が多い。ⅢAのあるものが厲王初年に属し、従って晚期に断代されうるのは事実であるにしても、師兪段・走段・師詢段・師旻段一・師旻段二・師顛段・散白車父鼎・散季段・無彛段など《年・月・月相・干支》の揃った九件は、私見によれば、厲王以降の曆譜に載り得ず、従って晚期に降らないことは確実であり、『集成』の断代がこの方面の配慮を欠いていることは明らかである。

このように、『集成』の断代には問題が少なくないが、林断代と明らかに矛盾する×の割合は、早期～晚期を通じて六～七%であり、晚期については、上掲の師兪段以下九件を加えても一六%に過ぎない。「大致的年代」としてはむしろよくできているというべきであり、編年的研究には心許ないが、本書でいくつか試みられたようなマクロな分析には充分間に合うといえよう。

以上、雑駁な感想となってしまう。著者ならびに読者の海容を乞う次第である。

二〇〇二年二月 東京 汲古書院
三二〇頁＋七二頁 九〇〇〇円